

## 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施団体公募要領

### 1. 総 則

本要領は厚生労働省が異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、異状死死因究明支援事業等に関する検証事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成31年度予算案に基づき行うものであり、平成31年度予算の成立後、事業内容や実施期間等に変更が生じる場合がある。

### 2. 事業の目的

死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例及び人口動態調査票等に記載された死因等の分析結果について検証を行う。

### 3. 本事業の内容

実施要綱の3による

### 4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

### 5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から2020年3月31日まで

### 6. 本事業に係る委託費の交付について

(1) 本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、別に定める「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業委託費交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

(2) 本事業に係る委託費の交付については、30,265千円を基準額（上限額）とする。

なお、委託費の内容は、事業実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費（図書）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費）に限る。

## 7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

## 8. 応募方法等

### (1) 企画書の作成及び提出

「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業申込書」（別紙様式1）とともに、企画書記載項目①～⑤について具体的に記載した「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業企画書（以下「企画書」という。）」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

#### 【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ①事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②統計データの分析実績
- ③解剖等のデータ分析の実施体制
- ④検証会議の実施体制（検討スケジュール、有識者の確保 等）
- ⑤事業費の積算（別紙様式2による）

### (2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

#### ① 提出期間

2019年3月5日（火）～2019年3月19日（火） ※消印有効

#### ② 提出先及び問い合わせ先

提出先： 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分  
(正午～午後1時を除く)とする。

③ 提出書類及び部数

- |                                    |        |     |
|------------------------------------|--------|-----|
| ア 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業応募申込書（別紙様式1） | ・・・・・・ | 1部  |
| イ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業企画書          | ・・・・・・ | 10部 |
| ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料     | ・・     | 10部 |

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。